

# 三木町農業委員会

令和4年11月 定例会議事録

# 三木町農業委員会

## 令和4年11月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和4年11月18日

(会議時間) 13:30～14:47

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 14名

2番	香西	茂知
3番	古市	哲
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 5名

1番	松田	隆雄
6番	溝渕	常雄
10番	鎌倉	博之
14番	中川	詰郎
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)

## 事務局

1. 平井元事務局長
2. 横山賢一課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

## (別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請の取消願について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第3号 使用貸借返還通知について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から11月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、溝渕廣明委員、松田委員、鎌倉博之委員、溝渕常雄委員、中川委員から欠席の連絡をいただいております。  
それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等10件と、農地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。なお、定例会議事録署名委員につきましては、香西委員と藤澤委員をお願いいたします。それでは、高尾会長よりよろしくお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思っております。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。  
【番号1から番号4について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい。それでは、地区担当の委員の方、補足の説明がありましたら、お願いします。
- 会長 1番ですが、従来から譲渡人の農地を譲受人が耕作しておったんですが、譲渡人がこちらに住んでいないので、このたび贈与の話がまとまり申請に至ったものであります。
- 事務局 はい。2番ですけれども、譲渡人の農地を譲受人がもともと耕作しており、譲渡人が農業をやめることを機に土地を売買するといった内容の申請になります。
- 鈴木委員 3番は譲受人が耕作面積を増やしていきたいということで売買の話がまとまったということでもあります。
- 白井委員 4番ですが、譲渡人が高齢のため、生前贈与という形で娘さんに譲るということでもあります。以上です。
- 会長 はい。それでは、1号の関係、何かご質問はありませんか。
- 藤澤委員 2番ですが、譲受人は圃場と自宅が距離的に少し離れていますが、耕作は問題ありませんか。
- 事務局 現場は耕作できている状況です。
- 会長 3番についても圃場まで自宅から距離がありますが、どうでしょうか。
- 鈴木委員 以前からこのあたりで農地を取得し、野菜を育てているようです。
- 会長 他にご質問ありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)

- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして議案第2号、3号について併せて事務局より提案をお願いします。
- 事務局 失礼いたします。議案第2号、農地法第5条による許可申請について説明します。議案書の3ページをご覧ください。お配りしている個別の地図も、併せてご覧ください。  
【番号1から番号3について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。議案書の4ページをご覧ください。  
【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上で、議案第2号及び第3号についての説明を終わります。
- 会長 それでは、現地調査について、担当地区の委員さん、説明をお願いします。
- 古市委員 それでは、現地調査の報告を行います。11月分の農地法関連の申請について、去る、令和4年11月11日（金）の午前9：00から5条申請3件、5条事業計画変更申請1件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、鎌倉茂雄委員、私（藤澤委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請 番号2です。こちらにつきましては、非農家の自己住宅にもかかわらず、面積が500㎡を超えていましたが、土地の利用率が30%を超えていましたので、問題ありませんでした。その他の案件についても周辺農地への影響は無く、特に問題はありませんでした。  
以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。それでは地区担当の委員の方、補足説明がありましたらお願いします。
- 小川委員 1番ですが、譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、跡取りがいなかったため、財産処分するということで、譲受人である分譲業者に売却したということです。2階建て12棟の分譲地となり、生活排水は下水に流し、雨水は用水路に流すということで地元水利組合とも話はできています。  
次に2番ですが、譲渡人の農地ですが、ここは昔稲を植えていましたが、水の入りが悪いということで、現在は畑になっています。譲渡人の母が亡くなり、売りに出していたところ譲受人と話ができて、平屋建1棟と車庫・物置を建てるとのことです。これに対しても生活排水は下水に流し、雨水は用水路に流すということで地元水利組合とも話はできており、何の問題もないと思います。
- 会長 続いて3番、お願いします。
- 鎌倉茂雄委員 譲受人は松山市の会社で県内で悠遊荘という名前のグループ老人ホームを営んでいるところです。そこが今回譲渡人の農地を購入し、2階建ての介護施設を建設するという計画です。県道の南側に床版をかけ、そこから進入できるようにします。排水は下水につながるこむということなので、問題はないと思います。
- 会長 はい。事業変更は工期の延長なので、特に問題はないかと思います。それではご質問は何かありませんか。
- 吉原委員 確認なんですけど、1番の案件ですが、農地の面積に対して住宅の建築面積が、3分の1くらいしかないんですが、これは道路とか水路とかの面積もあるので、これくらいが適正なのか確認したいのが1点と3番目の案件で、土地勘がないので分からないのですが、悠遊荘というのは、長尾にある老人ホームのことですか。
- 事務局 1番の建築面積675.72㎡というのは、あくまで建物の建築面積になるので、宅地部分の区画面積とは違います。分譲の区画面積としては1区画170～220㎡程度となっているので、それだけで2,000㎡程度となり残りが開発道路やその他用地とな

りますので、適正な面積配分だと思います。2点目の質問は長尾にある悠遊荘ということで間違いありません。

会長 最近の分譲地は道路幅を6mとるので、道部分の面積は昔に比べると大きくなっています。

吉原委員 分かりました。

会長 他に何かご質問はありますか。なければ採決に入ります。議案第2号の5条申請3件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、非農地証明願について、提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号、非農地証明願について説明します。議案書の5ページをご覧ください。

【番号1及び番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上で、議案第4号、非農地証明願についての説明を終わります。

会長 はい。いずれも4,000㎡近い農地になりますが、何かご質問はありませんか。

会長 両件とも山際の場所に位置しており、現況は山林になっています。それでは議案第4号非農地証明願2件について承認の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の10ページをご覧ください。番号21からご説明いたします。

【番号21から番号34について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 それでは、この集積計画について何か質問のある方いらっしゃいますか。

藤澤委員 22番ですが、これは西山田地区の圃場整備した農地になるんですか。7反とかなり広面積ですが。

会長 そうです。西山田で1番大きい農地になります。

藤澤委員 わかりました。

会長 他に何かご質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして報告議案の第1号から第3号まで続けてお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。報告第1号、農地法第4条の規定による許可申請の取消願についてです。  
【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。  
【番号1及び番号2について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
続きまして報告第3号使用貸借返還通知についてです。  
【番号1から番号9について朗読(別紙、議案書のとおり)】  
以上になります。

会長 報告事項にはなりますが、何か質問はございますか。

藤澤委員 報告第1号ですが、転用計画の廃止ということでこの平成20年3月27日の許可自体を取り消すということですか。それともう1点は、転用申請を受けて宅地化するというのに期限はないんですか。

事務局 まず1点目の質問ですが、こちらの転用許可自体を取り消すということでありまして。2点目の転用許可を受けて何年以内に建てなければいけないといったルールは4条申請にはないです。

藤澤委員 ありませんか。以前にそういった話を聞いたことあるんですが。

事務局 転用目的が分譲住宅等の場合は、工期が決まっているので、それまでに家が建たなかった場合は、工期延長の事業計画変更の手続きを踏む必要があるんですが、一般の個人住宅の場合はそういったものはございません。

藤澤委員 わかりました。

会長 報告第3号の番号5で7筆の使用貸借返還がありますが、さきほどの議案第1号の番号4では10筆出ています。これはどういう関係ですか。

事務局 10筆の内、農地の貸し借りの契約があったのが7筆で、残り3筆は貸し借りをしていなかった農地になります。

会長 3筆は自分で管理をしていたということですね。わかりました。  
あと解約事由で借り手の変更というのがいくつか出てきていますが、これは次の借り手はまだ出てきていないんですか。

事務局 今の段階で申請は出てきておりません。

会長 はい、わかりました。他に何かありますか。

吉原委員 ひとつ教えてほしいんですが、さきほどの案件で現況地目が介在田というのがあるんですが、これはどういった意味になるんですか。

事務局 現況地目の介在田ですが、こちらは課税地目の用語として使われるんですが、転用許可

を受けた農地は農地としては課税されなくて、介在農地という、宅地とまではいきませんが、宅地並み農地ということで課税されます。この宅地並み農地のことを田であれば介在田、畑であれば介在畑といいます。

吉原委員 了解です。わかりました。

会長 それでは議案については以上となります。  
続きまして、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和4年10月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が0件、三木町分についても0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が13件、44,699.40㎡、三木町が1件で6,682.00㎡でございました。その他、何かございますか。

会長 それでは私のほうから、3条申請で農地を買った場合に3年3作というルールがあったんですが、この件については廃止するということになりました。詳細については事務局がまだ県から説明会を受けておりませんので、その後に報告します。

藤澤委員 3年3作がなくなるということは農地で買って、その後すぐに転用できるということになりますね。

会長 どういう事務処理や許認可を行うのかについては、県の説明会を受けた後に改めて報告します。それでは、以上で今月の定例会は終了といたします。事務局へお返しします。

事務局 以上を持ちまして農業委員会11月定例会を閉会いたしたいと思えます。皆様お疲れ様でした。

14:47 閉会